平成２１年（フ）第９１９号
仙台市青葉区中江２丁目14番１―331号
債務者　阿部　信行
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９６１号
仙台市若林区新寺４丁目３番６号
債務者　伊藤　啓一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８５号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字旭川57番地すまいる15番館208号
債務者　阿部　昌幸
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４７号
秋田県由利本荘市東由利田代字山ノ下１番地
債務者　小松　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第８９号
秋田県大館市山館字上野60番地１
債務者　根本　純子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２０５号
福島県二本松市木幡字南柿ノ作５番地
債務者　朝倉　政美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２０６号
福島市松川町字市坂45番地の８　美郷ガーデンハウス３号
債務者　朝倉　健二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２２４号
福島市松川町字東長壇２番地の１
債務者　佐久間優子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４４号
福島県相馬市中村字大町64番地
債務者　佐々木行雄
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１０４号
茨城県日立市金沢町２丁目25番15―102号
債務者　矢内　忠雄
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１１３号
茨城県日立市西成沢町４丁目39番42号
債務者　斎藤まり子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３８６号
千葉県市原市平田717番地１　立野アパート
債務者　横山すみ子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６１号
千葉県市原市馬立1981番地３
債務者　小宮　公一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６０４号
千葉県市原市五井6973番地２　グレイスホームＢ
債務者　釜　　初美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６１４号
千葉市稲毛区山王町30番地２　ライオンズマンション千葉山王第２―507号
債務者　海老江和春
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６３５号
千葉県市原市ちはら台西４丁目10番地　O棟102号
債務者　岩永　宏紀
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６３８号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番３棟403号
債務者　三輪　京子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７１号
千葉市中央区宮崎２丁目９番２号
債務者　加納　敬子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係